

# 都田南小学校いじめの防止等のための基本的な方針

## 1 はじめに

いじめは、被害にあった児童の人としての誇りや尊厳にかかわる重大な問題であり、許されない行為である。いじめに関係した児童に自覚がないとしても、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性がある。

国を挙げ、社会全体の問題として取り上げ児童を守るべく、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。

《以下抜粋》

### (基本理念)

**第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。**

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、**いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。**

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、**国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。**

### (いじめの禁止)

**第四条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び学校の教職員の責務)

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、**適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。**

### (保護者の責務等)

**第九条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめは「どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなりうる」「見えにくく、発見されにくい」ものである。学校では、これらのキーワードを基に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みをしてきたところである。

「いじめ防止対策推進法」、第13条で「学校の実情に応じ、当該学校における

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」ことが学校の義務と位置付けられた。これを受け、本校では今までの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「都田南小学校いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。国や市の基本方針を参考にして、本校におけるいじめ防止等のための対策とすることとした。

この方針に沿っていじめ防止に取り組むことで、今まで以上に質の高い教育活動が展開できると考えている。児童と保護者、教職員、地域の方が一丸となって、いじめをはじめとする様々な問題に対し、さらに力を入れ、前向きかつ積極的に取り組んでいきたい。

## 2 基本的な考え方

### (1) いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第2条に則り、「いじめ」を以下のように定義づける。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) いじめの理解

個々の行為がいじめにあたるのかどうかの判断は、表面的・形式的なものではなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者や加害者になることがある。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」以上に生命又は身体に危険を生じさせることがある。

からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視等は個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常によくあるトラブル」と考えられやすい。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されることで、いらだち・困惑・不安・屈辱・孤立・恐怖等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることがある。だからこそ、いじめを重大な問題として捉えていく必要がある。

### (3) 基本的な考え方

「暴力を伴わないいじめ」等は違法・触法でないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断したりして見逃ししやすい。表面に見えない心理的・精神的な被害を重大な問題と捉えることが大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していくことが重要である。

そのため、いじめの背景にストレスやその原因となる要因等が存在することに

着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らし、エスカレートを防ぐ「未然防止」の取り組みに力を注ぐことが有効である。

本校は、物的・人的教育環境のよさが強みである。恵まれた自然・教育環境の中で、6年間過ごすことで育まれるものは大きい。気持ちの良い挨拶ができて素直で子供らしい子供たち、学校の教育活動に、常に協力的な家庭、そして、地域の教育力等の強みを生かし、いじめのない学校づくりを推進することを基本的な考えとしたい。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) 方針の策定・見直し

「はじめに」で述べたように、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、第13条で方針の策定が示されている。これを受け、今までの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「都田南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針は児童の実態に即して、毎年見直しを行い、より現実に即した基本方針となるように心掛けたい。

#### (2) 組織の設置

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ対策委員会」は、以下の内容を行う。

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施
- ② 取り組みが計画通りに進んでいるかのチェックや成果の検証
- ③ 教職員や保護者・地域の方のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④ 本基本方針の見直しや改善

「いじめ対策委員会」は、以下の委員で構成するが、必要に応じて教員以外の特別委員を加えることができる。

構成員	委員長 副委員長 委員 特別委員	校長 教頭・生徒指導主任・いじめ対策コーディネーター 教務主任・学年主任・養護教諭 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー 都田中学校区いじめ対策連絡協議会・PTA 会長
会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、学級担任や関係の深い教職員を追加したり、医師、教育経験者、スクールサポーター及び学校運営協議会、都田中学校区いじめ対策連絡協議会等に協力を求めたりして対応する</li> <li>・実施日時を生徒指導委員会、職員会議の中に位置づけ原則毎月開催する。</li> <li>・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する</li> </ul>	

### (3) 未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことと押さえる。

#### 【未然防止の基本】

##### ア 授業改善

「進んで考え 共に学び 未来を拓く 都南っ子」をめざし、楽しく分かる授業、自己肯定感を醸成する学習、考えを伝え合う力の育成と相互交流の場の設定等の授業改善に努める。

##### イ 中学校区人づくり教育推進事業

中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、明るい社会づくりといじめ撲滅に向けた運動を推進する。小中連絡会等による情報交換、部会生徒指導研修会での情報交換、地域・家庭・学校が一体となった挨拶運動等を行う。

##### ウ 道徳教育の推進

子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

##### エ 子供の主体的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子供が主体的にいじめについて考え、活動する機会を設ける。

##### オ 家庭や地域への啓発

家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。また、児童や保護者を対象に、インターネットや携帯電話利用時の注意点について、講師を招いて学習会を行う。

##### カ 教職員の資質向上

教職員に対し事例検討等の研修を計画的に行う。市教委作成の「いじめ対応マニュアル」を用いていじめに対する理解及び人権意識を高める研修を進め、自覚をもって教育活動に当たる。

### (4) 早期発見・早期対応

早期発見、早期対応をするために、日頃から児童の様子に目を配り、小さな変化も見逃さない目を持つようする。子供との信頼関係を深める日常的な取り組みを軸として、定期的なアンケート調査等を行う。心理、福祉に関する専門家の活動等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握する。また、児童や保護者、地域の方からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わっていく。

被害にあっている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する児童から事情を聴き取る等して事実関係を確認

する。その後は、事実関係を浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けた最も効果的な方法で対応する。加害児童に対しても、健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。被害・加害双方の保護者に事実を報告し、協力して対応を図るようにする。

触法性のあるいじめの加害行為については、スクールサポーターと連携し、都田交番や細江警察署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、各機関と繋がりを持った対応ができるよう積極的に支援を求めていく。

#### (5) 地域との連携

都田中学校区健全育成会下部組織に、「地域ぐるみでいじめの撲滅と児童・生徒の人権を守ることを目的として「いじめ対策連絡協議会」が設けられている。地域の目で児童の様子を見守っていただくとともに、いじめ事案が発生した場合は必要に応じて連絡協議会との連携を図っていく。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめについて、事例を挙げて話をしたり講師を招いて学習会を開いたりすることで、ネット上のいじめに対する意識を高め、いじめ防止に努める。ネット上に不適切な書き込み等があった場合は、書き込んだ児童の特定を急ぐとともに、保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。また、機会を設けて、ネット上のトラブル防止について積極的に発信していく。

### 4 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態を以下のような場合とする。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・子供が自殺を企画したとき
  - ・子供が精神性の疾患を発症した場合
  - ・子供が身体に重大な傷害を負った場合
  - ・子供が金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子供や保護者から、いじめにより重篤な状態に陥ったという申立があったとき

#### (2) 対処の仕方

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集し、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。この方針では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、児童指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣等の措置をとる場合がある。

## 5 おわりに

この基本方針はひとつの指針である。今後、今までに対処したことのないようないじめ問題が起こらないとも限らない。しかし、学校教育目標でもある『進んで考え 共に学び 未来を拓く 都南っ子』を推進することが、本校からいじめをなくすことにつながると確信している。

本校職員はこの基本方針を基に、常に児童に寄り添い、ともに学ぶ姿勢を持ち続けたいと考えている。謙虚に学び、気づき、支え合う職員集団が、児童にもより良い影響を与えると考えているからである。いじめのない、「子供第一」の都田南小学校を築くために、これからも努めていきたい。